

27農振第2312号
平成28年3月24日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、貴管下県に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。

27農振第2312号
平成28年3月24日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、貴管都下県に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。

27農振第2312号
平成28年3月24日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、貴管下県に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。

27農振第2312号
平成28年3月24日

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、貴管下県に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。

27農振第2312号
平成28年3月24日

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、貴管下府県に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。

27農振第2312号
平成28年3月24日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、貴管下県に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。

27農振第2312号
平成28年3月24日

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、貴管下県に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。

27農振第2312号
平成28年3月24日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、貴管下県に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。

27農振第2312号
平成28年3月24日

北海道農政部長 殿

農村振興局農村政策部農村環境課長

鳥獣被害防止総合対策交付金の運用について

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金について、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者及び鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について、その考え方を明確にすることとしました。

なお、本件は、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）に対応するものです。

つきましては、今後同様な問合せも想定されるため、道内に対して、下記の事項について周知願います。

記

1. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲個体の現地確認者について

鳥獣被害対策実施隊員は、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、捕獲個体の現地確認者に含まれます。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任を持って任命又は指名し、事業を実施する必要があります。

いずれにしても、捕獲個体の確認については、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により対応いただく必要があります。

2. 鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業の事業実施主体について

鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）の趣旨を踏まえ、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの対策を支援することとしており、鳥獣被害総合支援事業のうち推進事業については、鳥獣の追い払い、捕獲等の様々な活動を地域協議会の構成員が連携して実施することが効果的であるため、地域協議会の個々の構成員を事業実施主体とすることはできないこととしています。

ただし、鳥獣被害防止総合支援事業のうち推進事業について、地域協議会が事業実施主体となる取組の中で、本事業の趣旨を踏まえつつ、地域協議会で決定した活動方針に沿って、地域協議会の構成員がそれぞれ具体的な活動を行うことは、これまで同様に地域協議会の活動として捉えて差し支えありません。